

交通反則切符取扱要綱の制定について（例規通達）

平成27年3月24日

群本例規第15号（交指）警察本部長

〔沿革〕 平成29年3月群本例規第4号（交企）、令和2年1月第6号（交指）、2年9月第32号（交指）、3年8月第19号（交企）改正

（概要）

この規定は、警察官及び交通巡視員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第126条に規程する反則者を認めた場合の告知、交通反則切符の作成等について、必要な事項を定めたものである。